浪江町で陶芸を営んでいた申立人に係る平成27年3月以降の営業損害につき、当事者双方が、東京電力による平成27年6月17日付けプレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1(以下「申立人1」という。)、申立人X2(以下「申立人2」という。)、申立人X3(以下「申立人3」という。)、申立人X4(以下「申立人4」という。)及び申立人X5(以下「申立人5」といい、総称して「申立人6」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目(後掲の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

## 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金637万2178円の支払義務があることを認める。

3 支払方法(省略)

## 4 精算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対 して別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年11月29日

(仲介委員 中條高昭)

項目	小項目	期間	和解金額
①財物損害	墓石の修理工事代金	平成27年10月2日	148,000
②精神的損害(増額分)	申立人1	平成27年7月1日~平成28年8 月31日	420,000
	申立人4		420,000
	申立人2		420,000
③被申立人による平成27年 6月17日付けプレスリリース 「法人さまおよび個人事業 者さまに対する新たな営業 損害賠償等に係るお取り扱 いについて」1. (平成27年 3月以降)に基づく営業損害	申立人2		1,200,000
④営業損害		平成26年9月1日~平成27年2 月28日	451,332
⑤被申立人による平成27年 6月17日付けプレスリリース 「法人さまおよび個人事業 者さまに対する新たな営業 損害賠償等に係るお取り扱 いについて」1. (平成27年 3月以降)に基づく営業損害	申立人1		1,805,328
⑥一時立入・面会費用		平成24年9月1日~平成27年 12月31日	1,464,978
⑦検査費用		平成24年12月15日·平成26年 2月24日	42,540
損害額合計			6,372,178